

平成28年6月
勝浦市議会定例会会議録（第4号）

平成28年6月10日

○出席議員 16人

1番 藤本 治 君	2番 高梨 弘人 君	3番 久我 恵子 君
4番 照川 由美子 君	5番 磯野 典正 君	6番 鈴木 克己 君
7番 戸坂 健一 君	8番 佐藤 啓史 君	9番 黒川 民雄 君
10番 末吉 定夫 君	11番 松崎 栄二 君	12番 丸 昭 君
13番 岩瀬 洋男 君	14番 土屋 元 君	15番 岩瀬 義信 君
16番 寺尾 重雄 君		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 猿田 寿男 君	副 市 長 関 重夫 君
教 育 長 藤平 益貴 君	総 務 課 長 藤平 喜之 君
企 画 課 長 軽 込 一 浩 君	財 政 課 長 齋藤 恒夫 君
税 務 課 長 土屋 英二 君	市 民 課 長 渡辺 茂雄 君
介 護 健 康 課 長 大森 基彦 君	福 祉 課 長 関 富夫 君
生活環境課長兼 清掃センター所長 長 田 悟 君	都 市 建 設 課 長 鈴木 克己 君
農 林 水 産 課 長 平松 等 君	観 光 商 工 課 長 酒井 清彦 君
会 計 課 長 菰田 智 君	教 育 課 長 軽 込 貫一 君
社 会 教 育 課 長 吉清 佳明 君	水 道 課 長 岩瀬 健一 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 大鐘 裕之 君	議 事 係 長 植村 仁 君
-----------------	----------------

議 事 日 程

議事日程第4号

第1 議案上程・質疑・委員会付託

議案第52号 勝浦市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第53号 勝浦市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第54号 勝浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部

を改正する条例の制定について

議案第55号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第56号 平成28年度勝浦市一般会計補正予算

議案第57号 平成28年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

第2 請願・陳情の委員会付託

請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願

請願第2号 「国における平成29年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

陳情第1号 公立保育所の一般財源化を廃止し、直接補助制度に戻すことを求める意見書の提出を求める陳情

陳情第2号 保育士不足を解消するため、保育士の処遇を大幅に改善することを求める意見書の提出を求める陳情

陳情第3号 子育て費用の家計負担軽減化をはかるために保育料の低減化を求める意見書の提出を求める陳情

第3 休会の件

開 議

平成28年6月10日（金） 午前10時開議

○議長（寺尾重雄君） ただいま出席議員は16人で、全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案上程・質疑・委員会付託

○議長（寺尾重雄君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第52号 勝浦市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第53号 勝浦市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第54号 勝浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第55号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、以上4件を一括議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しましては、議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。戸坂議員。

○7番（戸坂健一君） 私からは、議案第53号、議案審議資料の23ページ、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について伺います。議案審議資料の説明を見ますと、前年度に支払った特定一般用医薬品等の購入費が1万2,000円を超える場合において、前年中に健康の保持増進及び疾病予防の取り組みを行っているときにはとありますが、この取り組みというのは、どういう取り組みをした場合にこの条例の適用になるのか、市民の皆さんの関心も高いと思いますので、もう少し詳しい説明をお願いいたします。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えいたします。今回新たに適用となる医療費控除は、従前の病院でかかった医療費控除とは別に、みずから薬局等で買いました薬の購入に対し、1万2,000円を超えるものについて、上限8万8,000円までとなりますが、その控除の対象になります。お尋ねがございました、健康の保持増進とか疾病予防の取り組みとして対象となるものについては、特定健康診査、例えばメタボリックシンドロームに着目した血圧測定や血液検査等の検診を指します。予防接種、定期健康診査、健康診査、人間ドック等、がん検診のうち、納税者本人がいずれか受けていることが必要ですという、こういう検診をみずから取り組んでいる方が対象になるというふうな取り扱いになっております。

なお、医療費控除を受ける際に、その取り組みをどのように受けているかを証明するかについては、まだ詳細について示されておりません。その対応の方法については今後示されてくると思います。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬洋男議員。

○13番（岩瀬洋男君） 私も今の議案第53号の市税条例の改正なんですけれども、市長の説明の中で、今回消費税の増税で施行時期の延期に関する説明があったわけなんですけれども、軽自動車税にしても、市民税の法人割にしても、結構影響のある方がこれも多いと思うんですけれども、安倍首相の発表があったわけなんですけれども、その辺と絡めて、今回わざわざ上程してきているわけなんですけれども、その辺の経緯についてももう一度ご説明をお願いしたいと思います。

それから、施行時期の延期ということでございますが、改めて条例の改正の中でいずれどこかの段階で施行時期の延期ということが示されるのか、あるいは条例を全くもとに戻したような、そういう対応で年度内に対応していくのか、その辺の扱いについてご説明をいただきたいと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えいたします。今回の市税条例等の一部改正につきましては、国から平成28年3月31日付で地方税法等の一部が改正されたことから、それに伴い市町村の税条例について所要の改正をすべき旨の通知を受けまして、直ちに改正すべきものについては専決処分により、5月の臨時会で承認をいただきましたが、施行時期が来年1月1日以降のものについては、5月30日の今回の定例会の告示として議案として作成の上、提出させていただきましたところ、6月1日において安倍首相が消費税の引き上げ時期について、平成31年10月まで2年半の再延期を表明されたことから、その取り扱いについて市長のほうからの提案理由の説明の中で申し上げましたけれども、今回の法人税、市民税に関する規定や軽自動車に関する規定は、消費税が10%段階における改革をあらわしておりますという説明でありましたことから、再延期に伴う、今後、地方税法等の改正により通知を受けた後に、今回改正いただきます条例

の施行時期を延期するような改正を年度内に提出するような予定をしております。

そういった形で議案を議会に送付をした後の首相からの説明であったことから、今回はそのような説明をさせていただきました。

もう一点、延期によってこの市税条例がもとに戻るような取り扱いになるのかというお尋ねかと思えますけれども、今回の改正案をもちまして、施行時期について早いものは来年の4月1日とかにございますけれども、平成31年10月までの2年半の延期と歩調を合わせるように、この改正の案の内容の施行時期を最低でも2年半おくらせるような改正を年度内にする予定でおるといふご理解をいただければと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬洋男議員。

○13番（岩瀬洋男君） 経緯、内容についてはよくわかりました。そうした場合、例えば今回可決した場合に、可決しました、平成29年4月1日からこういう条例になりましたという形で、広報というか、お知らせする形が一般的にはとられるわけですがけれども、施行時期がずれるということは、市民への伝達とか、そういったことが恐らくまだできないのかなというふうにも思うんです。例えば行政サイドからのそういうお知らせもそうですし、議員のほうでもそういう形で市民の皆さんにお伝えしていく形をとったときに、4月1日から施行ですという形にはなかなか伝えられないので、その辺の伝え方をどんなふうな形をとっていかれるのかなと思いましたので、それをもしわかりましたら教えていただきたいのと、例規集なんかは、これは例外ですけれども、来年の例規集に載ったときに、当年度の市税の条例じゃなくて、2年先か3年先の条例が載ってしまうのかなと、ふと思ったので、その辺の扱いもどうやってやっていくのかなという素朴な疑問なんですけど、思いました。したがって、私は総務の委員会があるので、細かい数字的なものは、必要があればそこでご質問させていただきますけれども、その辺の考え方だけ、もし整理ができていればお答えいただければと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えいたします。国における法令とか市における条例は、国会で可決成立したもの、市であれば議会において承認されたものが例規集に載ってくるべきものですから、現時点において首相の表明そのものが、恐らく政府与党ですから、その後国に法案が提出して可決成立されてくるものでございましょうけれども、あくまでも現行の法律制度の中で可決成立しているものを表明していくという形を市としてはとるつもりであります。例えば国のホームページ、消費税の来年から引き上げになります軽減税率についてはこうなりますという国税庁のホームページを見ましても、来年の4月からはこうなりますというのは現在も載っていますけれども、一番のトップ画面に安倍首相が6月1日に平成31年10月まで2年半の再延期を表明しておりますというお断りの文章が載っていて、その法律の取り扱いがどうなるかについては一切触れてない。それは法律が変わっていないということだと思います。

私どもとしては、来年の医療費控除というのは来年1月以降から始まる取り組みですので、その時期に税制改正の内容については載せましますけれども、軽自動車についてのお知らせについては、載せるタイミングと再延期の条例が出るタイミングを見きわめて、詳しい内容を住民に周知するときには、再延期のタイミングも見計らって、混乱を生じないような配慮をしたいと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） 議案第53号につきまして伺います。消費税10%への増税と一体の改定でありますけれども、2つの点で、軽自動車税の環境性能割への移行といいますか、取得税の廃止なんですけれども、これの背景としましては、軽自動車税の大幅な値上げがあつて、それによつて、これで消費税が10%に上がった場合には、車の売れ行きに影響があるということで、自動車取得税の廃止がここに出されているんだと思うんです。大もとに軽自動車税の大幅な値上げがあつたんじゃないかと思うんですけれども、そういった経緯につきまして、改めてお伺いをしたいということと、法人市民税、法人税につきましては、法人税総体としては実効税率の引き下げということで引き下がっていることとあわせて、税収が減少するのを抑えるために、外形標準課税が設けられたと思うのです。それによつて、赤字の中小企業であっても課税されるというような、一方で税の構造がつくられて、そして法人市民税の法人税割に係る税率が引き下がるという改定もあわせてなされているということなので、この部分だけをとりと引き下げになっているかのように見えますが、全体としては黒字大企業には法人税を中心にした大幅な減税、そして一方で税収が減る分を外形標準課税によつて赤字の企業からも調整するという、そういった背景があるんじゃないかと思うのですが、この軽自動車と法人税につきましては、そういう全体について改めてご説明願いたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えいたします。消費税の10%段階において、軽自動車大幅に値上げするというような趣旨のご発言というか理解をしましたがけれども、取得価格そのもの、本体価格そのものについては影響はないと思いますが、確かに消費税と自動車取得税は重複しているんじゃないかとかという業界団体の反対もあつて、10%段階においては自動車取得税を廃止しましょうと。そうすると、地方に配分する税財源が減ってしまうので、地方の財政のバランスを考えたときにどうするかという議論の中で、環境性能割というのが今回創設されました。

環境性能割の仕組みといたしましては、まず課税標準は軽自動車の取得価格としまして、免税点は50万円となります。新車であっても中古車であっても、その取得した時点で課税されるということになります。税率は今回の市税条例第81条の4で規定しておりますけれども、燃費達成基準に応じて非課税、1%、2%、3%の4段階としておりますが、附則において軽自動車の取り扱いについては3%の税率を2%としまして、実質3段階となっております。軽自動車の環境性能割の主なところはそういったところかと思ひます。

法人税につきましてですけれども、今回の国の税制改正における法人税改革と地方の税財源の偏在性の是正の部分については、多少難しいところがありますけれども、まず、法人税改革のほうについて申し上げるならば、昨年12月に閣議決定しました28年度の税制改革の大綱によれば、法人税改革としましては、法人課税に係る実効税率の引き上げについては、1つは国税である法人税の税率の引き下げを行う。2つには、都道府県税である法人事業税の所得割の引き上げ、3つには、同じく法人事業税の外形標準課税が8分の3から8分の5に拡大されると、これらによつて法人の実効税率が、26年度が34%を超えていたものが、28年度には29.97%と、目標としていた30%を改革2年目で達成するというふうに説明されています。

この法人税改革とは別に地域間の税源の偏在性を是正して財政格差の縮小を図るために、法人住民、法人税割ですね。これにつきましては都道府県分の税率を3.2%から1%へ、市町村分

の税率を9.7%から6.0%に引き下げた一方で、この引き下げ分を国税である地方法人税を引き上げて、県と市町村の下げた分と国が上げる分が同じなので、ここの部分については法人が支払う税率は変わらないから、実効税率の部分については影響を与えないという理解になりますが、これによって市町村のほうを落として、国のほうがその分取り、財政力に応じた額を交付税として各市町村に配分すると。いわば不交付団体、財政的に豊かな団体の部分を国が吸い上げて、財源の不足している団体にそれを交付税の原資として配分するというので、財政格差を図っていくと。ここの部分については、地方と国の増減税部分は変わりませんので、法人税改革による実効税率引き下げというのは、別制度というふうな理解をしております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） 軽自動車税につきましては、軽自動車税そのものが大幅に引き上げられた、そのことによって売れ行きが悪くなってしまいうということで、自動車税取得税を税率10%に引き上げる際には廃止にするということじゃないかと思うんですよ。軽自動車の売れ行きをダウンさせないための方策だと思うんですよね。10%にする際に同時に取得税を廃止して、環境性能割に移行すると、こういうことではないかと思うんです。あと、法人税につきましては、非常に複雑な幾つかの種類の税に対して変更が加えられていますので、最後に申された説明はそのとおりだと思うんですけども、全体としては、黒字大企業が大幅な減税の恩恵を受けるということであって、それが消費税の10%を引き上げという国民に対する大きな負担を強いるようなことと同時にやられようとしているということだと思うのです。そういう点で細かいいろんな変更点は多岐にわたっているんですけども、外形標準課税と国税としての法人税の実効税率の大幅な引き下げは、黒字大企業に対する大幅な減税になるものではないかと思うのです。

要は、今回安倍首相は2年半の先送りを表明したわけですが、これはアベノミクスの破綻、そして消費税増税路線の破綻を示すものだと思うんです。ところが世界経済というものに転嫁をして、それを口実にこれを先延ばしするという事なんですけれども、先送りではなく、きっぱりと中止をすべきものだと思うんです。そういう点で、今回の改正なんですけど、消費税10%の増税を大前提にしたこういった改定は認めがたいと、きっぱりと消費税10%の増税は中止すべきだと、私は考えます。

先ほど第1回目の質問で漏れた質問をさせていただきますが、議案第55号なんですけども、国民健康保険税条例の改正なんですけど、これは地方税法の施行令の改定の2点をそのままここに持ち込んでいるものだと思うのですが、勝浦市における国保の実情とすれば、非常に重い負担が市民に、国保加入者に強いられていて、これを軽減するための財政支援も国保から1人当たり5,000円に当たるような支援金も交付されているわけなので、それを盛り込んだ予算にすべきだと思うんですけども、そういった点が今回盛り込まれていない。今回の条例改正の趣旨は、地方税法施行令の改定部分の2点だけにとどまっているのではないかと思いますので、そのことを確かめたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） 国保税の税率引き下げの趣旨につきましては、厚生労働省から公表されている資料によりますと、高齢化の進展等により医療給付費等が増加する一方で、被保険者の所得が伸びない状況においては、例えば保険料負担の増減を上げずに保険料だけ引き上げれば、必要な保険料をそれによって確保するとするならば、高所得者層の負担と比較して中間所得者

層の負担がより重くなってしまいます。一方、保険料負担の上限を引き上げるとすれば、高所得者層により多くの負担をいただくこととなりますけれども、中間所得者層の被保険者に配慮した保険料設定が可能になりますと。国保の限度枠については、被用者保険におけるルールとバランスを考慮しまして、当面は超過世帯数の割合が1.5%に近づくように段階的に賦課限度額を引き上げていくという説明がされておりまして、26年度以降、毎年度、限度額合計4万円ずつ引き上げておりまして、その引き上げの案に沿って、今回勝浦市も引き上げております。

また、基礎課税額の限度枠を軽減判定する上でその所得の算定において乗すべき金額を拡大するというのは、低所得者層への配慮をより拡大するので、こちらにつきましても、低所得者層に配慮して、軽減2分の1とか、2割軽減や5割軽減の対象となる人がふえるような形の改正でございますので、今回はその2つにつきましても、条例改正をさせていただきました。

お尋ねのありました財政支援とか国の支援についてのというのは、条例改正、料率の改正という意味かと思っておりますけれども、それにつきましても、今回、現時点の被保険者の所得から見て調定額を試算しますと、国からの支援によって保険料率が軽減、より引き下げするに至らない、所得そのものが伸びていけませんので、何とかかんとか今年の予算で見た数字を調定で間に合うかどうかというぐらいの数字でしたので、保険の料率についてはさわらなかったというところでございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） 本来勝浦市民の置かれている状況からすれば、国保税の税率、あるいはそれぞれ4種類の税率を引き下げる条例改正こそ求められていると思うんです。今回そういうことが盛り込まれずに2件だけの条例改正になっているというのは、極めて残念な状態だと思うんです。国庫からのそういう支援金が出されているもとのでこういった税率そのものへの改定が、軽減する方向での改定が提案されていないということについては、非常に不十分だというふうには言わざるを得ないと思います。そのことを指摘して終わります。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第52号及び議案第53号、以上2件は総務文教常任委員会へ、議案第54号及び議案第55号、以上2件は産業厚生常任委員会へそれぞれ付託いたします。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第56号 平成28年度勝浦市一般会計補正予算、議案第57号 平成28年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。

本案につきましても既に提案理由の説明並びに補足説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては議案番号を、事項別明細書はページ数をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） それでは補正予算に関して2点、私のほうから質問させていただきます。

まず1点目は、10ページの繰入金で、基金繰入金、ふるさと応援基金繰入金ということで、

この繰入金の内容は説明されていますので、承知いたしますが、このふるさと応援基金については、関連になってしまうんですが、お尋ねしておきます。

まず、ふるさと納税の関係で、今回勝浦市でも4月1日からふるさと応援基金の中にかつうら七福感謝券というのが導入されまして、市のホームページの一番トップに出てくるようなこととございます。この内容は勝浦市の経済発展のためには非常にいいものだと感じていますが、皆さんご存じのとおり、昨今のテレビや新聞報道で、まず大多喜町のふるさと感謝券、これは昨年やっていました。その件が取り上げられておりまして、新聞にも出ており、ふるさと感謝券については、非常に換金性が高く、ふるさと納税そのものにそぐわないというようなことで、今年の5月31日で終了したということですが、その終了を受けるに当たっては、総務省のほうからそれらについて、これは勝浦ばかりではなくて、全国で何件か例があるようですけど、テレビ画面にも勝浦の感謝券が出ていました。そういう中において、まず総務省からこれについては指導があったと思います。その内容についてお聞かせいただきたいと思ます。

もう一点が、土木費の16ページ、路肩復旧事業、芳賀市野川線で木柵工が補正で上がっています。急遽行うためには、この木柵の補修工事はその対応は必要かと思いますが、私は昨年的一般質問の中で道路問題を取り上げさせていただきまして、勝浦市内にはかなり多くの木柵の応急処置した箇所が相当数あって、それが経年劣化によって傷んできていますので、そういうところについて、仮設ではなくて、本設、もしくは腐食している木柵についてはそのまま放置をするのではなくて、取りかえるなり、対応していただきたいというふうな質問をしたところ、私も確認しましたがけれども、その中でも特に傷んでいた松部の下のほうの木柵については、最近になって取りかえられていました。また、勝浦荒川線についても非常に傷んでいる箇所があったのでという質問をしましたら、現在、太陽光発電の関係で、近い将来、道路が新設されるという中においてのところですので、現状のままと。そのほかにも数多いのですが、それについて今どのように対応していくかについて一度ご説明いただければと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。昨今のふるさと納税に対します謝礼品、返戻品等の反響の状況から、総務省では本年4月1日付で、例えばプリペイドカードのような金銭類似性の高いもの、また電気製品のような資産性の高いものなどを返戻品としないように求める通知を各自治体に対し発しました。これに対しまして、勝浦市におきましては、総務省が指摘します金銭類似性の高いものとしての商品券、これにつきましては全国共通で利用できる、例えばデパートでの商品券のようなものをイメージしておりまして、勝浦市の七福感謝券はご利用を市内の店舗に限定してございまして、この感謝券のご利用によりまして、ふるさととして選んでいただきましたこの勝浦市の振興に向け、また広く応援していただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。市道芳賀市野川線の花里地先の路肩復旧工事ではありますが、イノシン被害により路肩が損傷したところの復旧工事でありまして、木柵工は仮設ではなく本設工事であります。木柵工を選んだ理由としては、道路隣接地との境界が不明確であったこと、また約3年前に同路線で同様の工事を実施しておるんですが、今現在、安定を

していること、また木柵が仮に腐食した場合でも、自然ののり面となる可能性も見込まれるということ、それと工事費が安価であること、これらの要因から今回木柵工を選定したものであります。

また、ご質問の、落石に対する仮設防護柵であります。昨年12月定例議会でお答えしましたとおり、のり面が安定しておるところ、そういうところであれば、経緯観察をしてみたい。また柵板が腐食しているところについては、今後も交換をしてみたいと考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 七福感謝券のほうなんですけど、総務省のほうからの通達というか、指導については課長からお話があったとおりです。市のホームページで、ふるさと感謝券Q&Aというのが出ていました。そこにも感謝券が使えるものと使えないもの、目的、店舗とか載っています。使えないものはあります。今説明があったとおり換金性の高いもの、これはだめですよということなんですけど、大多喜町においては、大多喜町も同じように対応していたんですが、大多喜百貨店をわざわざつくって、高級ブランドをネット販売をしていたというのが言われていまして、店が新しくできるのは非常にいいんですけど、それを悪用というか、それを使ってネット販売されて、感謝券の意図が全然違っちゃいまして、高額納税者ほどもうかるシステムになっているという説明がありましたけど、そのようなことがまず起きないように、勝浦市としては対応を考えなければならないと思います。その辺の対応について、商工会のほうにその取り扱いについてはお願いをしている部分がありますが、市の指導機関として、その辺を大多喜町と同じ轍を踏まないような対応をどのように考えているのか、それが1点と。

もう一点は、4月1日から勝浦市は始めましたけど、そういう報道もあったせいかわかりませんが、まだ2カ月ですけど、反響があると思います。その辺について、現段階までの反響といいますか、納税額といいますか、その辺の数字がわかれば教えていただきたいと思っております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。大多喜町では地元店だけではなく、町外から出店しました大多喜百貨店、インターネットショップでも感謝券の取り扱いができていたようでございまして、これら店舗から、例えば高級時計ですとか、ブランドバックなどの販売がされていたことが、ふるさと納税の趣旨に沿わないという、総務省からの指摘を受けた模様でございまして。勝浦市ではこの課題に向けまして、まず感謝券の転売防止といたしまして、市のホームページやパンフレットなどで感謝券の転売防止の旨を周知徹底いたしまして、さらに感謝券の表面に通し番号を表示いたしまして、きっちりと転売抑止策を図っております。

また、インターネットショップ対策といたしまして、原則、市内に実店舗を構えていないと感謝券の取り扱い事業者といたしまして、登録を認めないよう、要綱によりまして、出店規制を図っております。

また、ふるさと応援寄附金の実績でございますけれども、今年度からスタートいたしまして、4月1日から昨日6月9日までの実績で申し上げますと、全体件数で1,989件、寄附金額で7,498万2,000円という実績でございまして。このうち七福感謝券を希望されました方は件数で676件、寄附金額で5,748万2,000円という実績でございまして。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） よくわかりました。今説明があったとおりなんです、これがいろんな部分で抜け穴みたいなのがあるかと思えます。今金額を聞くと、相当来ています。5,748万2,000円と、件数的にも676件の感謝券の希望者がいるということで、この5,700万円が寄附金としてあって、うち約7割の4,000万円前後が勝浦市のほうで消費されるということですので、市の経済に対しても非常に波及効果があるということですので、ぜひともこれを大多喜町の二の舞にならないように管理しながら実施していただきたいと思えます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） 議案第56号で3点お伺いします。

まず1点目、老人福祉費、14ページ、地域医療介護総合確保事業、この事業で高額な3,758万9,000円補助金ということで、そこに公募による認知症高齢者グループホーム整備に対する補助金というふうに書かれております。これは公募というのは公募済みなのか、公募中なのか、これからなのか、まずお伺いをいたします。

2点目、児童福祉費、15ページ、ひとり親家庭高等職業訓練促進費支給事業ということで、そこに支給対象者1人65万9,000円というふうに計上されています。これは先ほどと同じように、この1名は決定しているのかどうかお伺いします。

3点目、消防施設費、18ページ、消防施設整備事業として1,600万円、これは消防施設等老朽化が進んでいる中、興津第3分団、県から265万円、防災から1,290万円ということで、興津詰所ということが書かれてありますが、どのような観点で興津詰所が選択されたのかということをお伺いします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。大森介護健康課長。

○介護健康課長（大森基彦君） お答え申し上げます。公募による認知症高齢者グループホームの公募の状況ということでございますが、この件につきましては、5月10日に公募のほうを締め切っております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） 母子家庭等対策総合支援事業補助金に関してお答え申し上げます。これにつきましては、現在、準看護師を希望される方がお1人いらっしゃいまして、その方に対します補助金の予算要求でございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、藤平総務課長。

○総務課長（藤平喜之君） お答えいたします。詰所の建設についてでございますが、こちらは老朽度と地元の要望ということで判断をしております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） 1点目は、この額が上限で、この額なのかどうかということをお教えください。100%ということですので、ここの額が上限であるのか、それとも見積もり等、どういうふうになっているのかということをお教えください。

2点目は、決定しているということで、この流れが決まっていく過程、これをお伺いをします。

3点目の消防施設、老朽化度と地元の要望と。多分にほかの地区でも老朽化して、そして地元の要望が出されていると思えます。災害が起きたとき、詰所が被災して車輛が出動できない

とか、活動できない事態が発生してはならないと考えます。他の詰所も逐次やっていくんだと思いますが、興津の場合、仮設が41万円というところなんです、この仮設、車庫ですね。これはどこを借りるとか、そういうことが決定しておりますでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。大森介護健康課長。

○介護健康課長（大森基彦君） お答え申し上げます。まず今回補正のほうに上げました額、上限かどうかということですが、ここに記載されている額は上限の額でございます。

続きまして、この決定までの流れでございますが、まず第1次審査といたしまして、提出された書類を審査いたします。その後第2次審査といたしまして、勝浦市地域密着型サービス施設等整備事業者選定委員会による審査を行います。その選定結果を業者のほうに通知いたしまして、その後業者のほうから指定の申請をしていただくといったような流れでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。これにつきましては、まず制度のほうなんですけれども、母親ですとか、父親ですとか、その方がひとり親ということで、その方が例えば介護福祉士とか、ケアマネジャーですとか、看護師になりたいというようなご希望がありまして、かつ生活の安定に資するためのそういう職をとりたいという方がいらっしゃったときに、高等職業訓練所に行かれるお金の給付金を支給するというようなものなんですけれども、これについては、現在既に予算措置のほうで当初予算で組んでありますが、今回、8月で課税か非課税かという見きわめがあるんですけれども、非課税になる可能性があるということで、8月から3月までの非課税によると、7万500円から10万円に上がりますので、その分が不足するというところで、今回補正のほうを要求させていただいております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、藤平総務課長。

○総務課長（藤平喜之君） お答えいたします。詰所の仮設についてでございますが、こちらは興津駅前マンションの裏手といいますか、そちらに区有地がありまして、そちらを使用するというので、区のほうと調整済みでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） 1点目、地域医療介護総合確保事業ですが、本当にこれらはこれから大事な、どんどん進めていかなければならない事業というふうに思います。これは公募して締め切ったということなんです、何件該当というか、公募して何件であったかということをお聞きしたいと思います。

2点目、ひとり親家庭の職業訓練促進費の支援事業ですが、これもケアマネジャーとしてというふうなところで、その方の夢を実現していくような事業ということで、これからさらに進めてほしい事業と思います。これは再質問はありません。

3点目、消防施設整備事業ということで、これは他のところも検討をしている最中だと思います。仮設車庫が41万円ということで、これは工事期間というのが何カ月くらいあって、何カ月仮設で過ごすのかということをお聞きいたします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。大森介護健康課長。

○介護健康課長（大森基彦君） お答え申し上げます。応募のあったところは2社でございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、藤平総務課長。

○総務課長（藤平喜之君） お答えいたします。仮設の供用月数ですが、大体四、五カ月というよう
な予定をしております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 私のほうから56号の一般会計補正予算、教育費の中の東京オリンピック、サーフィン競技会場誘致活動事業160万円についてお聞きします。

この160万円の補助金という形になっておりますので、補助金の団体名といたしますか、補助先がどういった団体なのかということをお聞きします。それとあわせて、映像ポスター、ホームページ、その制作等に係る活動事業ということになっておりますので、映像というのは主にインターネット上等々で見れるような動画になるかと思いますが、その映像の動画の内容、どのようなものなのか。それから、ポスターについても、ポスター何枚程度、ポスターを掲示する場所、市内に掲示するのか、勝浦市を含めた外房全体、地域全体を含めたところで掲示していくのか、そういったようなことの詳細について、160万円の内訳についてご説明いただきたいと思っております。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。吉清社会教育課長。

○社会教育課長（吉清佳明君） お答えいたします。まず補助金を出す団体名ということでありませ
けれども、仮称ですけれども、「外房の海にオリンピックのレガシーを 事務局」という民間団
体でありますけれども、地元の勝浦市のサーフィン愛好者、また国際武道大学の教授、学生、
それらの方たちで構成をされている団体であります。

次に、動画の内容ということでございますけれども、今考えているところでは、海岸の様子
であるとか、市内の海岸でのサーフィンの様子、また会場周辺の駐車場の関係とか、もし会場
が来たときに、使用が想定されるであろう施設、例えばプレスセンターなども必要だとい
うことが言われていますので、そういうプレスセンターにはキュステの施設を使うというこ
とが想定されるんですが、そういったもの、また武道大学にありますトレーニング施設とか、そ
ういった競技会場が来るに当たって使用するであろうと思われるような施設の紹介、それ
と市民参加ということで、勝浦市全体でサーフィンの会場の誘致を望みますというふうな、
そういったメッセージが出せるような内容になるかと思っております。

ポスターについてでありますけれども、今のところ300枚程度を想定しております。掲
示する場所については、市内の掲示板とかいろんな施設に掲示をして、市民に周知する
ということで考えております。市外のほうに掲示するということは考えておりません。
以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 社会教育課長のほうからご答弁いただきました。このサーフィンに
関しましては、昨年12月一般質問させていただきまして、市長からも、昨年の12月
当時では外房と九十九里16市町村で一体となってオリンピックを、サーフィンを誘
致するということがあったんですけれども、今年の3月になりましたら、1市2町
が抜け駆けするような形で先に行きました。そういうことで3月議会、我々16
人全員が全会一致で意見書を提出しようということで、3月29日に私、副議長
としまして、猿田市長、吉清社会教育課長、御宿町の石田町長、大地議長、
そして私と一に遠藤大臣のところに直接意見書を提出しにいきました。私のほう
は勝浦市議会全会一致で決議した意見書を直接遠藤大臣に勝浦市議会としての
意見書を手渡しさせていただ

きました。その際、市長のほうからも勝浦の海、御宿の海はこうですよということで、遠藤大臣に事細かく説明させていただきました。当然、小高県議もその場に同席させていただきました。小高県議も一緒になって説明したということだったんですけれども、今回、今ご答弁ありました「外房の海へオリンピックのレガシーを 事務局」が設立いたしました。この間新聞報道もありました。事務局のほうの説明では、自分のところ自分のところということではなくて、外房全体でやるのがサーフィンという競技の性質上、一つの場所ではなくて、その日の海のコンディション、波のコンディションで、世界のトップサーファーが集まるオリンピックの初めての大会、その大会で最高のコンディションで競技をさせてあげるためには、一宮ですよ、鴨川ですよ、勝浦ですよではなくて、外房一帯が一つになって、最高のコンディションを提供してあげようじゃないかというような意味合いのことで、こういった事務局が立ち上がって、今回そういった動きになったんだと思います。

一昨日の千葉県議会においても小高県議が同様の趣旨の質問をされました。県のほうからは16市町で今までどおりというようなご答弁がありました。私は勝浦・御宿でという猿田市長もあのとき一生懸命動いていただいたんですけれども、こういった事務局もできまして、武道大学の松井先生や地元ローカルの高梨さんや、一昨日の県議会には武道大の学生さんも小高県議の質問に傍聴に来ておりました。そういったことで、もちろん勝浦でやっていただくことも大事なんですけれども、外房の海で将来のレガシーというのは遺産ですよ。千葉の外房の海が世界のサーフィンの遺産になるような形のものにしていきたいと思いますが、方向性として猿田市長の方針について、市長のほうからお伺いしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） このサーフィンにつきましては、まだ正式に決まってないということでありまして、8月にはサーフィンが今回の追加競技種目にもなりそうだ、なるということでありまして、ではどこだということで、いろいろ報道では千葉県が一番強いということは言われておりますけれども、まだ正式に決定はしていないと思っております。ただ、千葉であるということでありまして、外房の海しかないだろうということで、今、佐藤議員から言われているように、従来からは外房全体16市町村、みんなでやろうよというようなことで、森田知事にもみんなでお願ひに行きましたし、そうこうしているうちに、とあるところが、私に言わせれば抜け駆けをしたんじゃないかと言われるように、個別に国のほうのオリンピック・パラリンピック、オリパラ大臣である遠藤大臣のところに行ったということでありまして。そういうようなことで、みんなで一緒にやろうよと言ったのに、何で個別に行くんだというようなことで、私なんかはそのときには怒り心頭もありましたけれども、まあ、ならば勝浦も御宿も手を組んで、本当ならばあのときは勝浦と御宿と鴨川で手を組んで行こうということで首長3人で話したんですけれども、そのうち安房のほうは安房のほうで何となくやろうと、南房総も館山も入れてというのがありましたので、結局、御宿と勝浦で行きました。

今、いろいろ佐藤議員のほうからお話ありましたが、勝浦は昔から部原海岸で、丸井世界大会等、いろんな各種サーフィンの競技がなされている。また非常にいい波が立つ。それからまた、台風が近づいてくるような時期でありますれば、一宮、東浪見でもできない。部原でもできないであろう。そうすると串浜のいわゆる三日月湾で、串浜でやるしかないだろうということもありますし、またいろんなことを、例えば仮設スタンドをどうするかとか、道路を

どういふふうにするかとか、いろんな問題、課題があるわけですがけれども、外房全体でそのときの日にいい波が立つところでやればいんじゃないかというようなことで、何となく先ほどオリンピックのレガシーを外房でやろうというような事務局ができたわけでありまして。

そういう中では勝浦も非常に有力な候補地であると思っておりますけれども、一宮は一宮で主張しておりますし、また鴨川は鴨川でも主張するでしょう。そういう中では、私はみんなで、余りせこせこしないで、みんなで手をつないでこれを受け入れようと、みんなで協力しようというふうに、今の考えはそういう考えでございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） いずれにしても市長のおっしゃったとおり、まだ正式決定ではない。ただ報道では、I O Cのほうで追加承認をしたという報道ありましたが、会場についてはどこでというのはまだ正式決定はしてません。いずれにしても、これも報道ですが、千葉県が最有力だという報道は出ております。そうなった暁には、まずは16市町、九十九里外房地域でやるんだ。その際には過去のいろいろな経験もある勝浦市、また先ほど課長のほうからお話があった、プレスセンターを設置するに当たってもキュステがあります。部原の簡易駐車場本部を設立することもできます。また、武道大学のトレーニングルームも使える。宿泊施設も多数あるということで、その中の一つに勝浦が入っていただくという形をとっていただきたいと思っております。また、そうなった暁にはまた補正等の予算措置をしていただいて、いろんな分野の支援をしていっていただきたいということをお願いしまして、答弁は結構でございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） 補正予算、1点だけお伺いします。14ページの公募による認知症高齢者グループホームの整備なんですけど、これが整備されましたら、同様の施設、何か所目になるんでしょうか。それと従来の施設と、今回公募によるということでのつくり方については違いがどんなふうにあるのか、今回独特のやり方なのかどうかご説明を願ひたいと思っております。

○議長（寺尾重雄君） 質問の途中ではありますが、11時20分まで休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（寺尾重雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。大森介護健康課長。

○介護健康課長（大森基彦君） お答え申し上げます。まず1点目の、今回の公募があったのは何施設目かということでございますが、市内では4番目の施設となります。ですので、過去には3施設ございます。また、公募が特別な方法なのかということでございますが、過去も公募により施設を整備しております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。久我恵子議員。

○3番（久我恵子君） 議案第56号、10ページ目の繰入金ですが、ふるさと応援基金の繰入金の中の児童館管理費7万円、その下の中学校管理運営事業の544万4,000円の内訳を教えてくださいと思っております。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。齋藤財政課長。

○財政課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。ふるさと応援基金繰入金の児童館の管理運営経費7万円分と中学校の管理運営事業の544万4,000円の内訳ということでございますけれども、まず児童館の管理運営経費の7万円につきましては、児童館のシュレッダーがないということで、いろいろ個人情報も扱う中で、シュレッダーを1台購入するということでございます。また、加湿器につきまして1台、これはもともとあったものなのですが、故障して現在使えない状態だということで、これも新たに購入するということで、両方で7万円というものを、これについてふるさと応援基金からの繰り入れをさせていただいたところでございます。

続きまして、中学校の管理運営事業の544万4,000円につきましては、これは勝浦中学校屋内消火栓の設備が現時点で一部不良箇所が生じているということでございますので、これも緊急を要することから、今回補正をさせていただいているところでございます。これにつきましても、その他目的のためと書いてございますが、ふるさと応援基金を充当させていただいております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。土屋元議員。

○14番（土屋 元君） 私は1点だけ、議案第56号の一般会計補正予算で、前段者とかぶるんですが、中学校管理運営経費の屋内消火栓、動作不良による改修工事、これについて、いつごろ、どういうタイミングで動作不良を発見したのか。それから、動作不良の一部と財政課長がお話しされましたけど、どういう程度なのか。それから緊急を要するという点に関して、緊急を要するからこれに出したんでしょうけど、その際に中学校では対応マニュアル、動作が不良になったときの、いざというときの対応マニュアルはどのようにできているのかお聞きします。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。動作一部不良というところですが、これは3月の点検で動作が一部不良というふうな状況の報告がございました。具体的には状況により一部真空がかからないことが起こると。そうすると水が出なくなる場合がある。そういった場合には水補給のところに水を補給することによって水が真空がかかり、水が給水されるという状況で、緊急の場合にはそのような対応をとるということで、現在のところ行っております。しかしながら、こういったことが安全面ですぐにでも対応すべきものでございましたので、今回補正を要求させていただきました。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。土屋元議員。

○14番（土屋 元君） 3月に点検でということですが、自主点検ですか、業者点検なのかということが1つと、緊急動作不良、もし万が一あったときの中学校職員であろうと思いますが、対応マニュアルというのはどのように明示して、どういうふうな体制になっているのか、もう一度お聞きします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。点検については業者の点検でございます。この取り扱いについては、点検時に業者、教育委員会、学校のほうともお話してございますが、再度緊急時の場合の取り扱いについて対応をもう一度しっかり周知したいと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第56号は総務文教常任委員会へ、議案第57号は産業厚生常任委員会へそれぞれ付託いたします。

請願・陳情の委員会付託

○議長（寺尾重雄君） 日程第2、請願・陳情の委員会付託であります。今期定例会において受理した請願・陳情は、お手元へ配付の請願・陳情の文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしましたから、ご報告いたします。

休会の件

○議長（寺尾重雄君） 日程第3、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明6月11日から6月15日までの5日間は、委員会審査等のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、6月11日から6月15日までの5日間は休会することに決しました。

6月16日は定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集願います。

なお、各委員会は、会期日程表に基づきまして付託事件の審査をお願いいたします。

散会

○議長（寺尾重雄君） 本日はこれをもって散会いたします。どうもご苦労さまでした。

午前11時27分 散会

本日の会議に付した事件

1. 議案第52号～議案第57号の上程・質疑・委員会付託

1. 請願第 1 号～請願第 2 号及び陳情第 1 号～陳情第 3 号の委員会付託
1. 休会の件